

【問い合わせ先】

第八管区海上保安本部
総務部総務課 広報・地域連携室
奥野 哲也・今出 高廣
0773 - 76 - 4100 (内線 2111・2117)



平成29年10月19日
第八管区海上保安本部

求む！即戦力！！

あなただから出来る仕事がある！

～有資格者を対象とした海上保安官募集～

海上保安庁では、平成30年7月採用の船舶、無線通信や航空機の有資格者（60歳未満）を対象に、平成29年度（第2回）海上保安庁船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験を行います。

採用後は海上保安学校門司分校（北九州市門司区）で約6ヶ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署の巡視船艇、各航空基地等に配属され勤務することとなります。

試験の詳細・申込みに関するお問い合わせは、第八管区海上保安本部総務部人事課第二人事係までお願いします。

1 受付期間

平成29年10月24日（火）～平成29年11月17日（金）

2 採用区分及び採用予定数

| | |
|-------|------|
| 航海、機関 | 若干名 |
| 通信・技術 | 約15名 |
| 飛行 | 約5名 |
| 整備 | 約10名 |

3 試験日

第1次試験（教養試験・作文試験）

平成29年12月3日（日）

第2次試験（人物試験・身体検査等）

平成29年12月20日（水）～25日（月）

実技試験 平成30年 1月23日（火）、24日（水）（飛行のみ）

第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

第2次試験地ごとに試験日が異なります。

（舞鶴市では12月20日（水）実施。詳細は6項目「試験地」をご参照下さい。）

4 合格発表日

第1次試験 平成29年12月13日(水)

最終合格 平成30年 2月 9日(金)

5 採用予定日

平成30年7月1日(日)

6 試験地

下線は八管区内試験地

| | |
|------------|---|
| 第1次 試験地 | 小樽市 函館市 釧路市 青森市 塩釜市 横浜市 名古屋市 神戸市 広島市 高松市 北九州市 佐世保市 <u>舞鶴市</u> <u>境港市</u> 新潟市 高岡市 鹿児島市 那覇市 |
| 第2次 試験地 | 12月20日(水)実施 小樽市 神戸市 高松市 北九州市 <u>舞鶴市</u> 那覇市 |
| | 12月21日(木)実施 塩釜市 新潟市 |
| | 12月22日(金)実施 横浜市 |
| | 12月25日(月)実施 名古屋市 広島市 鹿児島市 |

7 受験資格

別紙記載のとおり

8 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は、第八管区海上保安本部総務部人事課
第二人事係(: 0773-76-4100 (内線2135))までお問い合わせ下さい。

別紙（受験資格）

「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士（航海）以上の海技免状 1、 2（注意）

機関・・・五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状 1

1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和26年法律第149号）第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

注意 平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、電子海図情報表示装置についての能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

- ・ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。
- ・ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有する者。
- ・ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書及び操縦等可能期間内の技能証明書（特定操縦技能審査／確認）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

採用時においても技能証明書（特定操縦技能審査／確認）は、操縦等可能期間内であり、第一種航空身体検査証明書は、有効であること。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明書を有する者（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）